

2024年1月16日

各 位



令和6年能登半島地震により被災された地域にお住まいの お客さまに対する電気料金等の特別措置について

2024年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧復興をお祈りいたします。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村

※対象市町村名は別紙を参照ください。

3. 特別措置の内容

① 電気料金の支払期日（※1）の延長

2023年12月（支払期日が1月1日以降となるものに限る。）、2024年1月、2月および3月料金計算分の電気料金の支払い期日を各々1カ月間延長いたします。

② 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月6カ月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。

③ 工事費負担金（※2）の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2024年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費（※3）の免除

被災されたお客さまが、再建等のために2024年7月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2024年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

⑥ 諸工料（※4）の免除

被災されたお客さまが、2024年7月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

（注）※1 支払期日とは、検針日翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3・4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

別紙

※対象地域（令和6年1月10日現在）

災害救助法 適用市町村	新潟県	新潟市，長岡市，三条市，柏崎市，加茂市，見附市，燕市，糸魚川市，妙高市，五泉市，上越市，佐渡市，南魚沼市，三島郡出雲崎町
	富山県	富山市，高岡市，氷見市，滑川市，黒部市，砺波市，小矢部市，南砺市，射水市，中新川郡舟橋村，中新川郡上市町，中新川郡立山町，下新川郡朝日町
	石川県	金沢市，七尾市，小松市，輪島市，珠洲市，加賀市，羽咋市，かほく市，白山市，能美市，河北郡津幡町，河北郡内灘町，羽咋郡志賀町，羽咋郡宝達志水町，鹿島郡中能登町，鳳珠郡能登町，鳳珠郡穴水町
	福井県	福井市，あわら市，坂井市
隣接する 市町村	福島県	南会津郡只見町
	新潟県	新発田市，小千谷市，十日町市，阿賀野市，魚沼市，北蒲原郡聖籠町，西蒲原郡弥彦村，南蒲原郡田上町，東蒲原郡阿賀町，南魚沼郡湯沢町，刈羽郡刈羽村
	群馬県	利根郡みなかみ町
	富山県	魚津市，下新川郡入善町
	石川県	野々市市，能美郡川北町
	福井県	大野市，勝山市，鯖江市，越前市，吉田郡永平寺町，今立郡池田町，丹生郡越前町
	岐阜県	飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

〈災害救助法の適用地域〉

*適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については「[内閣府発表 災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

以上

お問い合わせ先

株式会社ミツウロコヴェッセル
住所：東京都中央区京橋三丁目1番1号
電話：0800-300-0326 受付時間 9：00-17：00（日・祝日・年末年始を除く）
ミツウロコでんき受付センター